
平成29年度第4回練馬区子ども・子育て会議議事録

[日 時]

平成30年3月15日(木)午後6時30分から午後8時まで

[会 場]

練馬区役所本庁舎地下2階・多目的会議室

[出席者]

大石委員、小池委員、山田委員、里中委員、土田委員、戸田委員、小櫃委員、広岡委員、狭間委員、清水参考人

(事務局)

こども家庭部長、こども施策企画課長、子育て支援課長、保育課長、保育計画調整課長、練馬子ども家庭支援センター所長、学務課長、北大泉幼稚園長、こども施策担当係長

[欠席者]

川本委員、佐藤委員、山辺委員、田中委員、西村委員

[傍聴者]

2名

[次 第]

- 1 子ども・子育て支援事業計画の中間見直し(案)等について
- 2 新規開設施設の利用定員の設定等について
- 3 その他

【会長】定刻になりましたので、第4回練馬区子ども・子育て会議を開催します。事務局から出席状況の報告をお願いいたします。

【事務局】事務局より、本日の出席状況についてご報告します。本日の出席者は、委員14名中9名です。過半数の出席を得ていますので、会議は有効に成立しています。また、ご報告になりますが、先月、委員のうち一名から辞任の申し出をいただき、受理したことを報告いたします。また、本日、欠席の委員の代理として、参考人の出席をいただいていますので、紹介させていただきます。

【参考人】(参考人挨拶)

【会長】よろしくをお願いいたします。それでは、議題に入ります。主な議題が2つあります。まず、資料1について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

【事務局】(資料1、参考資料1、参考資料2の説明)

【会長】ありがとうございました。パブリックコメントの結果、必要な修正をされて、本日の案が最終的なものになると思います。どこからでも結構ですので、ご質問、ご意見、いかがでしょうか。前回、素案についてたくさん議論をしましたが、ぜひ、ご意見をお願いいたします。私から1つ、質問ですが、保育の質について記述を求めるような意見は多くあったのでしょうか。

【事務局】保育の質については、前回の会議の中でのご発言もあり、それを反映しています。また、パブリックコメントにおいても、見直しの内容をもう少し具体的に書いてほしいというご意見があり、そのようなご意見を反映しています。

【会長】保育の質については、副会長のご発言だったかと思います。

【副会長】ありがとうございます。量をしっかり押さえることが基本だと思いますが、質という大事な部分を今回押さえていただき、実際に反映されていくことを期待したいと思っていました。

【会長】他にいかがでしょうか。中間見直しについては、本日の議論が最後になると思いますので、私から、指名させていただきますともよろしいでしょうか。こちら側から、何かございましたらどうぞ。

【委員】1つだけ、確認ですが、今回の資料の中には、前回の会議であったランドデザイン構想の資料がありませんが、どうなっているのでしょうか。

【事務局】ランドデザイン構想は、今回ご報告させていただいた計画とは違い、行政計画ではありません。意見・提案募集を行いました。今月中に成案を出すということではなく、来年度に様々な議論を踏まえて、進めていくと聞いています。前回、委員からいただいたご意見は、所管部に報告しています。

【会長】よろしいですか。

【委員】ありがとうございました。

【会長】他にいかがですか。

【委員】参考1について、質問します。13ページの子ども家庭支援センターにおける児童相談体制の強化ということで、今、23区における児童相談所の設置問題があります。設置を急いでいる区があったり、設置をしない区があったりと、差があるようです。練馬区は、区の設置によらない、きめ細やかな児童相談体制を構築しますということを書いていますので、具体的に説明していただきたいと思います。体制など、十分に聞いていなかったところもあるので、ご説明をお願いいたします。

【事務局】児童相談所の設置によらない、きめ細やかな児童相談体制の構築について、ご説明します。児童福祉法の改正により、特別区も児童相談所の設置ができることになりました。今、設置に向けて動いている区では、様々な課題に直面している状況です。そのような中で、課題については、

練馬区も共通認識を持っていますが、まずは、自分たち自身でできること、設置によらない部分ということで、まず体制強化に重きに置いているところです。虐待の相談件数が増えていることなどは事実ですので、相談に速やかに対応できる体制を整えつつ、今、先行してその設置を検討している区の動きを見ていきます。将来的には、それらを踏まえた上で考えるということです。今は、児童相談所の設置をしない、きめ細やかな区の体制と東京都の児童相談センターとの連携強化をしていきたいということで、昨年6月、東京都と協定を結び、私自身が児童相談所に行っています。児童相談所の設置に向けては、たくさんの課題があり、やるべきところは、まず足元からと考えているところです。

【事務局】補足させていただきます。児童相談所は、問題行動を起こす青少年の対応や虐待を受けている子どもたちを保護するなどの役割を担っています。従来から、都道府県と政令指定都市は児童相談所を必ず設置しなければならないということになっていて、平成16年に児童福祉法が改正され、中核市も設置できることになりました。都道府県と政令指定都市は必ず設置しないといけません。中核市48団体のうちの46団体においては、設置していません。中核市については、法律が変わり、従来人口30万人が要件となっていました。今は、人口20万人以上が要件となっています。児童相談所を設置している2団体は石川県金沢市と神奈川県横須賀市ですが、今、取り組んでいる自治体もあると聞いています。一昨年話になりますが、先ほど申し上げたとおり、平成28年5月の児童福祉法の改正により、中核市とともに23区も児童相談所が設置できるようになりました。法律が変わり、23区も児童相談所が設置できるようにはなりましたが、設置できるということと、設置するという事は必ずしも一致しません。設置に当たっては、都道府県の承認を得るという手順を経るわけですが、本区は他の区と違った取組をしている実態があります。虐待されたお子さんを、もし強制的に親から離して保護をするとなったときに、一時保護所という場所を児童相談所は作らなくてはなりません。そこでは、60日以内しか子供を預かれません。60日以内に、例えばご家庭の指導や支援をして家に戻せる状況を作るか、それとも、61日目以降に児童養護施設に措置するか、それとも、里親のような人に預かっていただくかということになります。子どもの61日目以降の処遇というのは、今申し上げた3つあり、児童相談所は、それを全部やらなければいけません。児童相談所という建物を作り、相談員を用意すれば良いわけではなく、その後の子どもたちの行く末を見守らなければいけません。現在、東京都の児童相談所がその役割を担っているところです。特別区において、児童相談所の設置ができるようになりましたが、私どもは、まず現在の東京都の制度を使い、東京都と連携を密にしていこうと思っています。昨年6月に東京都と協定を結び、そして、従来からやってはいましたが、子ども家庭支援センターの職員を研修として派遣しています。そして、その研修を終えた職員が区に戻り、そのノウハウを職場で広めています。6月以降の取組としては、子ども家庭支援センター所長が児童相談所の課長を兼務しており、児童相談所のケースにも関わっています。また、児童相談所の職員が区に講師として来て、ノウハウを伝授していただいています。一時保護所に行くまでのケースではないけれども、家庭にそのまま戻すと非常に危ないというケースについては、区で最長14日間の要支援ショートステイ事業でお子さんをお預かりすることも、昨年12月から始めています。これは、1年365日24時間体制でやらせていただいています。制度として児童相談所の設置はできませんが、その前に、自分たちの専門性を向上させて、東京都の児童相談所とタイアップをして子どもたちを守っていくという方法を考えたところです。13ページの児童相談所の設置によらないというのは、児童相談所を設置することを前提とした取組ではなく、児童相談所を設置する前に体

制を強化していくというやり方です。未来永劫に児童相談所を設置しないということではなく、今は体制を強化することに全力を尽くそうというのが、練馬区の現在の考え方です。

【委員】質問は特にありません。感想ですが、自分が子育てをしていた頃に比べると、とても子育てサービスが良くなっていると感じます。年々、少しずつ、良いサービスや支援も増えてきているので、よくお母さん方からは、練馬区の子育て支援は良いよねと聞くことがあります。時間のかかる問題もたくさんあると思いますが、この計画が目標どおり進んでいくと良いと思います。

【参考人】冒頭で、質の向上のお話が出ました。待機児童対策や様々な子育て支援を国は定めていますが、一番気になっていることは、大人に振り回されている子どもたちの現状です。先ほど冒頭で質のお話が出たので、質の向上に対しどのような対応を取られているのでしょうか。

【会長】前回の会議で、副会長が発言されて、それを受けてとのことでした。具体的にご説明いただきましょう。

【事務局】保育の質に対する取組について、ご説明いたします。「保育の質」という言葉自体、非常に多岐にわたると捉えています。子ども・子育て支援事業計画の中間見直しや、次期アクションプランの枠組みで、ひとつ具体的な話を申し上げます。参考1の17ページに、安心して保育サービスを利用できる仕組みづくりについて記載しています。昨今、保育施設が多くなってきている中で、保護者は保育施設をどのように選んだら良いのか迷うことがあるかと思います。現実には、保育施設を使われている方々が、疑問に思うことや、このようにしてもらいたいという話があった場合に、それを園の運営サイドがどのようにくみ上げて、どのように運営の改善に生かしていくのかというような視点を持ち、保育サービス検討会議を設置して、その取組を通じて園運営の質の向上を図っていくことを考えています。園運営の「見える化」と記載していますが、どのような園運営をしているのかをわかりやすく保護者に伝え、保護者が選択する際にその園運営の状況を役に立てるといったことがあります。そのような情報を提供することで、園は見られているという意識を持ち、結果として、保育の質を向上させていこうというところ です。具体的な取組を紹介させていただきましたが、待機児童対策を進めるに当たって、当然、定員増の取組をしていますが、その際に、当然に保育の質が確保されなければいけないと考えています。認可基準になる面積基準や職員配置基準はもとより、それぞれの園の状況もお聞きしながら、そのような取組を進めています。

【参考人】保育の質は、中身なのです。子どもと寄り添っている先生方のレベルが上がらなければ、保育の質は上がりません。保育士や幼稚園教諭の質の向上に資するような研修を積み重ねる必要があるのではないのでしょうか。

【事務局】今のご発言のとおり、まさにそうであると私どもも実感しています。研修体制については、区立園の保育士を対象とした研修に、私立園の方にも一部参加いただくような形で開催させていただいています。それから、来年度、保育施設の巡回に特化した係を新設します。構成員は7人、全て保育園長の経験者です。そのような職員がチームを組み、各保育施設を巡回し、必要に応じて指導を行ったり、先生方から相談を受けたり、そのような地道な活動を通して保育の質の向上に貢献していきたいと考えています。

【会長】次の委員はいかがでしょうか。

【委員】私はわからないのですが、練馬区の虐待の通報番号は何番ですか。

【事務局】子ども家庭支援センターでお受けする電話番号が2つあり、それから、全国的な電話では、189（イチハヤク）という番号にかけると、練馬を管轄している児童相談所に電話が入るように

なっています。

【委員】ありがとうございます。

【会長】次の委員、どうぞ。

【委員】このような会議を経て、施設や制度を創設しようとした時、皆さんどう思いますかと聞かれても、私も専門的な知識がないもので、本当にこれで良いのかと思うことがあります。年度ごとに、受け入れる子どもの人数を増やしましょう、施設の数を増やしましょうという時に、施設を作るために国や都や区独自の制度を練って創設していくためのルールを作る仕事があると思います。出された申請書が合っているか確認する業務があったり、すごく煩雑だと思います。20年前からこのような業務を行ってきた方には、今年度はここが変わったという程度でしょうが、今から保育所を作りたい、他とは違うものを作りたいというときに、制度や手続の煩雑さに相当やる気を失うだろうと思います。将来的に、例えば、企業内保育をやってみたいという経営者が現れた時、補助金、助成金という言葉が出てきて、非常に煩雑な制度を利用して年度ごとに、仕組みが細くなり、様々な事象をカバーできるような制度を作ったり、そのような煩雑さがスピードを遅くし、余計なところに時間や気持ちを使われてしまっているという感じもします。そのような気持ちがある反面、多種多様な価値観がある人たちをまとめていくためには、日付や数値でまとめなければいけないとも思い、答えのない意見ですが述べさせていただきました。

【会長】似たような疑問を持ちますよね。事務局にもどのように答えてもらって良いか、難しいところですよ。次の委員、どうぞ。

【委員】以前からひとり親のことに対しての発言を幾つかさせていただきました。施策に関しては疑問に思う部分も多々ありますが、ひとり親にスポットを当てていただいている練馬区には、とても感謝をしています。これらの事業は、区長が力を入れている事業のようにお見受けしますが、今後、このような施策が無くなってしまいうこともあり得るのではないかとこのことを気にしています。

【事務局】一般論になってしまいますが、行政としての求められる「継続性」はあると思います。一方で、当然、首長それぞれの政治信念に則った施策もあると思います。そのようなものが上乘せされるものもありますが、行政として必要なサービスは、基本的にはやっていくかと思っています。

【副会長】皆様の様々な意見を伺っていました。質の問題が出ており、このような計画に質の具体的な中身を書くことは、大変難しいと思いました。そのような中、反映していただき、とても良かったと感じています。具体的な中身については、ここに書き切れない部分がたくさんあり、そのような部分は、今後様々なところで見るのではないかと考えているので、その辺りのことについて説明をいただければと思います。

【事務局】この計画については、当然、策定して終わりではなく、毎年度、前年度の実績を報告させていただきます。進捗の報告の中で、数字の報告もちろん、具体的な取組に関することについても、数字でない動きということで報告させていただきますので、またその中でご意見をいただければと思います。

【委員】質の話について、一言申し上げます。先ほどの参考人のご発言のように、やはり保育の質は、先生、職員の質そのものだと思います。計画や区の事業の中で、質を語る時は、多くは安全に対する質だけです。生命の維持が根底にあり、保育の安全は絶対に欠かせないもので、その安全を確保する質を担保することは最低限重要ですが、それ以上の質を保育の世界では求めていると思います。保育は全て人間の教育なので、その教育に携わる人がどのような人が、そこに非常に大

きなウエイトがあり、つまり、職員の人格を高めずに、良い質の高い保育は絶対できないと思います。そこに対しての対応は、ほとんど行われていないと思います。平成27年12月に練馬区立さくら幼稚園で開催された研究発表会に参加しましたが、聖心女子大学の川邊貴子先生による、体験と言葉に関する講演がとても良かったと記憶しています。保育の質を考える研修でしたので、全ての園を対象にして、定期的に区が主催し、保育とは何だろうということを考えるような研修を計画していくのが良いと思います。そのあたりが民間に丸投げされているという感じがしています。

【事務局】委員のご発言のとおり、先ほども申し上げましたが、保育士ひとりひとりの気持ちの持ちよう、保育に関して非常に大きなウエイトを占めていることは認識しています。そこで、研修体制については、先日、保育所保育指針が改定され、来年度から施行されますので、例えばそのような研修を区立園だけではなく、私立園などにもお声がけをして勉強する機会を作るなど、検討する余地があると考えています。私どもも、安全はもちろん重要視していて、一方で、保育をする過程で子どもに考えさせ、あえて結論を言わないで結論に導いていくというような保育が今は求められているので、そのような部分も共有していきたいと思います。

【会長】最後に、感じていることを短く申し上げます。子育てや子どもの問題については、ここ2～30年で大きく実情が変わってきています。2～30年前は、子育てサークルが注目されていましたが、今はそうではありません。最近の新聞では、大人の女性の引きこもりに関するものがあります。これは、子育てと関係するかどうかわかりませんが、何かが水面下で起こっていて、ある時、出現して驚くわけです。私は以前、DV被害女性を支援している方たちから話を聞く機会がありました。非常に気になる点があり、現場で関わる人たちはアンテナをお持ちで、様々な情報をキャッチされているとは思いますが、DV防止の法律により、逃げて来た人に対して、住む場所にお金が出る仕組みがあり、その制度の利活用があまり芳しくないと思います。伝聞ですが、DVを受けて逃げた女の方は、性風俗の関係で働くケースが最近激増しているのではないかという話を少し聞きました。行政の担当者がアンテナを持っている必要があると思いました。一般的に保育の質を高めるなど、特段のアンテナが必要になるかもしれませんが、他にも様々な面でアンテナを持つことが必要だと思います。計画を立てることと少し違うかもしれませんが、例えば、相談窓口を大切にすることの裏に、子どもや親に起こっていることについてアンテナを持つ精神が、できれば垣間見られるような文章の書き方が良いと思いました。少し気になり、申し上げました。それでは、第2議題の新規開設施設の利用定員の設定等についてです。ご説明お願いいたします。

【事務局】(資料2-1、2-2の説明)

【会長】どなたからでも結構です。どうぞ。

【委員】認可定員の中で障害を持つ子どもたちは、どのぐらいの受入枠があるのでしょうか。お母さんたちは、最初にその件について聞くことはとても勇気が必要です。資料に書いてあると、そこを目指して行こうというところもあるので、多くないとは思いますが、定員がどのぐらいなのかをお伺いします。

【事務局】区立園と私立園がありますが、区立園に関しては、1園当たり3人という定員を設けています。そこについては、空き状況や当該施設で障害児を受け入れられるということ、ホームページで公表しています。ただ、3人と申し上げましたが、入園時には障害が認められなくて、入園後に障害がわかるケースもあります。そのような方については、事後認定を行い、実質3名を超

えて受け入れている園も多々あります。私立園は、定員は設けていません。多く障害児を受け入れている園もあれば、1名も受け入れていないという園もあります。区としては、区立園での受入も限界がある状態で、私立園に少しでも受入をお願いしたいと考えています。お願いするだけではいけませんので、研修体制を強化したり、巡回指導する体制を整えたり、そのようなものを構築して、区全体で障害児の受入枠を増やしていきたいと思っています。

【会長】この議題2については、これでよろしければ承認ということで進めますが、他にご意見はございますか。これで承認をするということで進めていきたいと思います。

【事務局】最後に、事務局からの報告です。次回の会議日程について、まだ決まっていますが、次第に記載のとおり、6～7月頃の開催を予定しています。候補日を調整させていただき、ご連絡いたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

【会長】お忙しいところ、ありがとうございました。今日の会議はこれで終わりにします。